

数は力！あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

発行：2020年7月13日(月) No. 385

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

支部役員会を開催します

7/13(月)am 10ー 楠支部
7/16(木)pm 7ー 黒川支部
7/17(金)pm 7ー 平安支部
pm 7ー 山田支部
7/18(土)pm 7ー 守山西支部
7/22(水)pm 7:30ー 守山東支部

(西支部 相談中です)

拡大統一行動
地域の業者に、コロナ禍への対策
を知らせる民商のチラシを配ります。
積極的な参加を呼びかけます。

<日時>7月19日(日)
午前9時30分に事務所集合



家賃支援給付金が始まります

要望の声が上がっていた家賃の支払いに対する給付金がスタートします。
経済産業省のホームページによると「5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の負担を軽減する給付金」とされています。

支給対象は、①②③すべてを満たす事業者
①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス(医療法人、社会福祉法人なども対象)
②5月～12月の売上について、1か月で前年比50%減少または、連続する3か月の合計で前年同月比30%以上減少
③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている

*法人に最大600万円、個人に最大300万円を一括支給。
(支払い賃料によって変わります)
《具体的な申請方法について、やっとホームページ上でアップされましたが「申請ガイド」(原則・基本編)だけで60ページ以上！民商として「家賃支援給付金」学習会を行います》
①7月21日(火) ②7月27日(月) ③7月31日(金)
時間は、いずれも午後2時～午後4時、参加希望の方は、事務局まで連絡してください。(各回、定員十人まで)

弁護士法人の破綻

持続化給付金などの政府の事業を下請けに丸投げして巨額の利益を中抜きする電通商法に批判が集まったり、20人を超える立候補のあった都知事選挙、突然の新型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の配備計画の停止表明などなど、なんだかな、と思うことが多い今日この頃ですが、それにしても驚いたのが、弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所の経営破綻です(6月24日東京地裁破産手続開始決定)。この法律事務所は、過払い金請求やB型肝炎給付金請求等で積極的にテレビ広告やビラ配りをしていたので聞いたことのある方も多いと思います。愛知県でも出張無料相談会が開催されていた記憶です。派手なCMで多額の費用を使っていると思ってはいましたが、報道によると、事務所や内部の事務機器一式を広告代理店の言い値で借り、事務や経理の人材も関連会社から派遣を受けるなど、実質的に特定の広告代理店に支配された状態であったそうです。そして本来、依頼者に支払うべき過払い金の多くをその広告代理店への支払いに流用し、依頼者に返還することが困難な状況に陥っていることが疑われています。負債総額は約51億円で、弁護士法人の倒産として過去最大。2万人ともいわれる被害者保護のため資産が散逸しないよう、第一東京弁護士会が会費の未納を理由として急遽、破産を申し立てました。東京ミネルヴァ法律事務所対応のため臨時の電話窓口も開設していますのでご不安な方はお問い合わせください(03-3595-8508(平日の午前10時から午後4時))。

電通のみならず広告代理店のプレゼン能力恐るべしです。くれぐれも過大な広告に踊らされないよう肝に銘じておかなくてはなりません。が、それにしても何のための法律事務所だったのか・・・コロナ禍で不安定な情勢のなか、同弁護士法人の依頼者の方々のことを思うと胸が痛いです。

名古屋北法律事務所 弁護士 山内益恵